○農林水産省告示第千二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町野中字河原二六〇（次の図に示す部分に限る。）、二八二、二八二の一、安井字久保田二三〇、二三三（次の図に示す部分に限る。）、南畑字西原一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

野中字河原二六〇、二八二、二八二の一、安井字久保田二三〇（次の図に示す部分に限る。）、二三三、南畑字西原一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

一　保安林の所在場所　大分県竹田市荻町新藤字石割畑三七一の三三、字辻五一八、五一九、五二一、五三七の一（次の図に示す部分に限る。）、字下畑五四一から五四四まで、五四六、五四七、五四九の一、五四九の三、五五四から五五六まで、五五三、五五五、五五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下畑五四一・五四二・五四七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五四九の三、五五四、五五五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

一　保安林の所在場所　大分県竹田市荻町政所字城ケ嶽八二六の三・八二六の四・八二八の一・八二八の二・八六二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

一　保安林の所在場所　大分県竹田市荻町南河内字古川七八、九〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

一　保安林の所在場所　大分県日田市中津江村栃野字二枚畑二三七（次の図に示す部分に限る。）、字水ナシ二三九、二四〇、字藤原二七〇の一、二七〇の二、字滝ノ上二七六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十七年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

平成二十七年産の茶に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十七年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲			
一類	埼玉県の区域	一九〇円	一七〇円	一五〇円	一三〇円	一一〇円
	静岡県の区域	二六〇円	二三〇円	二一〇円	一八〇円	一六〇円
	京都府の区域	五七〇円	五一〇円	四六〇円	四〇〇円	三四〇円
	奈良県の区域	二七〇円	二四〇円	二二〇円	一九〇円	一六〇円
二類	埼玉県の区域	三八〇円	三四〇円	三〇〇円	二七〇円	二三〇円
	静岡県の区域	三八〇円	三四〇円	三〇〇円	二七〇円	二三〇円
	京都府の区域	六八〇円	六一〇円	五四〇円	四八〇円	四一〇円
	奈良県の区域	三四〇円	三一〇円	二七〇円	二四〇円	二〇〇円